

AOI
Group

会計・税務
・法律編

上海便り 2008年11月号

【情報提供】 【編集 / 提供】

(株) 葵ビジネスコンサルタンツ

東京本部: 横田税務会計事務所

〒143-0022 東京都大田区東馬込 1-12-12

横田会計ビル 2F

TEL: 03-3775-1220 FAX: 03-3775-1156

URL: <http://www.aoibc.com> E-mail: aoi@aoibc.com

【日本本社の税務】

近年、日本の税務当局が、日本企業の海外活動に対して、厳格に、見直しを開始しています。その中でも、特に、注意が必要な「移転価格税制」「タックス・ヘイブン税制」「海外出向者に対する給与の較差補てん」について解説いたします。

移転価格税制

日本の税務当局の傾向として、

- ・ 日本企業を狙っている
- ・ 調査を活発化させている

以上のような流れが有ります。海外企業よりも、日本企業が行う「海外子会社」との取引に注目して、目を光らせていますので、日本本社の経理部門は注意してください。

主な項目としては、下記の5種類になります。

- ・ ロイヤリティー 日本国内での同業他社との比較がポイントになります。
新聞報道によると、自動車業界のH法人が **1,400億円の申告漏れ** を指摘されています
- ・ 無形資産 「経営指導やノウハウ」になります
- ・ 役務提供 「出向や派遣」になります
- ・ 貸付金 「利率」が問題となります
- ・ 費用負担 「出張費用」も現地法人のためならば、現地法人の負担です

事前に、日本本社と中国現地法人の間で、上記内容に関して契約してください。その金額も安すぎたり、高すぎたりすると日本の税務当局、または中国の税務当局から価格移転と判断されるかもしれませんので、適正な価格にすればOKになります。

タックス・ヘイブン税制

香港で「来料加工」をしていたF法人が、**393億円の申告漏れ**、**165億円の追徴**と日本の税務当局から判断されました。

その理由としては、「中国工場が香港法人の自社工場として生産管理が行われている」更に、「香港では、製造業務の実態が無い」との理由で上記金額になりました。

海外出向者に対する給与の較差補てん

日系 CPA 事務所から、**中国 40% & 日本 60%**の費用負担ならば OK とアドバイスを受けたので実施したら、日本の税務当局は「給与としては、×」となり、「寄付金」と認定され、高額な追徴金を要求された。

対応策としては、日系 CPA 事務所からでも、必ず、会社印を押した文書を保管して、責任問題を明確にして、「言った」「言わない」の問題にしない。

直ちに、社内規定；給与規定・出向/海外赴任規定を「中国法人」と「日本法人」に用意して、その規定で算出した結果；数字ならば OK になりますので、第3者が納得できるように準備を怠らないでください。

現在の状況は、“税金の国家間分捕”合戦の開始になります。そこでのアドバイスは、2点になります。

中国現地法人は、「会計内容を把握」して「規定の整備」を行う
日本本社は、中国現地法人との間に、正式な契約書を締結する

更に、日本の税関もこの「税金分捕合戦」に参戦しています。

のテーマ「海外出向者に対する給与の較差補てん」で、中国法人のために働いている「出向者の給与：工場長等」を製造原価計算書に算入していないため、「輸入価格が低く抑えられている」と判断された。

そのため税関への申告価格が低くなっているとして、各製品の輸入価格を適正に上昇させて、その金額に関税や消費税を掛けられました。

(F:記)

OVTA アドバイザー
「OVTA-China メンバー」

- 上記の内容は、「駿河台法律会計事務所；税理士・国際税務コンサルタント 野口光夫氏」のセミナーを参考にさせていただきました。